秩父広域市町村圏組合指定ごみ袋取扱店の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例施行規則(平成8年秩父広域市町村圏組合規則第2号)第11条及び第12条の規定に基づく指定ごみ袋取扱所(以下「取扱店」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(取扱店の基準)

- 第2条 取扱店の基準を、次のように定める。
 - (1) 秩父広域市町村圏組合圏内に店舗を有し、日常生活用品の販売を業としていること。
 - (2) 営業に関し法規に違背した行為がないこと。
 - (3) 取扱店に係る各種税金が完納されていること。

(公募)

第3条 取扱店は公募とし、随時受付することができる。

(指定期間)

第4条 取扱店の指定期間は、5年間を限度として管理者が定めた期間とする。ただし、指 定期間はこれを更新することができる。

(申請及び指定)

- 第5条 取扱店の指定及び更新を受けようとする者は、取扱いを希望する店舗ごとに、管理者に指定ごみ袋取扱店指定申請書(様式第1号のア)、指定ごみ袋取扱店更新申請書(様式第1号のイ)を提出しなければならない。
- 2 管理者は、申請者が第2条の要件を満たし、取扱店として適当と認めるときは、指定ご み袋取扱店指定書(様式第2号)を交付する。
- 3 前項により、交付を受けた取扱店の申請者は、速やかに販売取扱委託契約を締結し、受 託業務を行うものとする。

(取扱品目)

第6条 取扱店は、次の種類の指定ごみ袋を販売するものとする。ただし、事業用袋(可燃及び不燃)は取り扱わないことができる。

可燃ごみ専用小型袋 1 0枚入りパック 可燃ごみ専用中型袋 1 0枚入りパック 可燃ごみ専用大型袋 1 0枚入りパック 不燃ごみ専用小型袋 1 0枚入りパック 不燃ごみ専用中型袋 1 0枚入りパック 不燃ごみ専用大型袋 1 0枚入りパック 事業用袋 (可燃ごみ専用) 1 0枚入りパック 事業用袋 (不燃ごみ専用) 1 0枚入りパック

(指示等)

第6条の2 管理者は、必要があると認めたときは、取扱店に対し、指定ごみ袋の取扱方法 等について指示し、又は報告を求めることができる。 (受注の停止)

- 第7条 管理者は、取扱店が次の各号のいずれかに該当したときは、取扱店からの指定ごみ 袋の発注を拒否することができる。
 - (1) 指定ごみ袋代金の納入期限を2ヶ月以上経過しても、代金の完納がないとき又は納入の見込みがないとき。
 - (2) 前条の規定により求められた報告がされなかったとき。
- 2 前項により取扱店の受注の停止をした場合、管理者は該当する取扱店に対し、書面により通知しなければならない。

(指定の取消し)

- 第8条 管理者は、取扱店が次の各号のいずれかに該当したときは、取扱店の指定を取り消 すことができる。
 - (1) 第2条の要件を欠いたとき又は取扱店から指定ごみ袋取扱店廃止届(様式第3号)(以下「廃止届」という。)の提出があったとき。
 - (2) 指定ごみ袋代金の納入期限を4ヶ月以上経過しても、代金の完納がないとき又は納入の見込みがないとき。
 - (3) 契約条項、関係法規又は第6条の2の指示に従わないとき及び第14条の規定に違反したとき。
 - (4) 前条の規定により受注の停止が通算3回に達したとき。
- 2 前項により取扱店の指定を取り消した場合、管理者は該当する取扱店に対し、書面により通知しなければならない。

(取扱店の廃止)

第9条 取扱店は取扱店の指定期間中に第2条第1号の業を廃止したとき又は指定ごみ袋の 取扱いをやめたときは、管理者に速やかに廃止届を提出しなければならない。また、取扱 店が裁判所に対して破産申立等を行うことにより事業が閉鎖となった場合は、その旨を記 載した弁護士又は破産管財人からの通知をもって廃止届が提出されたものとみなす。

(取扱いに係る精算)

第10条 第8条の規定により取扱店の指定を取り消した場合、取り消した日の属する年度 において精算を行うものとする。また、精算に係る消費税及び地方消費税率並びに第12 条の販売委託料については、取り消した日を基準として算出するものとする。

(指定ごみ袋代金の納入)

第11条 取扱店は、取扱店に納入された指定ごみ袋の代金を、納品された日の属する月の翌々月25日までに秩父広域市町村圏組合が指定する預金口座(以下「組合口座」という。)に当該料金を振り込むものとする。ただし、3月納品分については、同年5月15日を納入期限とする。

(販売取扱委託料)

- 第12条 管理者は、取扱店に対し、指定ごみ袋の代金が組合口座に納入された金額に応じて、販売取扱委託料を支払うものとする。
- 2 販売取扱委託料は、指定ごみ袋の代金として納入された金額の13パーセントとする。

3 販売取扱委託料は、指定ごみ袋の代金が15日までに納入された場合は、納入月の末日、 末日までに納入された場合は、翌月15日に取扱店が指定した口座に振り込むものとする。 ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (以下この項において「休日」という。)、日曜日及び土曜日にあたるときは、その前日に おいてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に振り込むものとする。

(販売代金の厳守)

第13条 取扱店は、指定ごみ袋の販売代金を、秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例(平成7年秩父広域市町村圏組合条例第8号)で定めた種類ごとの額を変更して販売してはならない。また、指定ごみ袋を取扱店の景品、サービス品などとして無償提供してはならない。

(遵守事項)

- 第14条 取扱店は、この要綱及び関係法規に規定する事項のほか、次の事項を遵守しなければならない
 - (1) 指定を受けた取扱店以外では販売できないこと。ただし、指定を受けた取扱店が、取 扱店直営の移動販売車(移動販売車のみは店舗として認めない。)を有している場合、管 理者の許可を得て、当該移動販売車においても販売できるものとする。
 - (2) 指定ごみ袋は常に良好な状態で保管し、紛失、き損の防止に努めること。
 - (3) 故意に指定ごみ袋の形状を変更し、又は所定外の事項を記入しないこと。
 - (4) 指定を権利と称し、第三者に委譲し、又は承継させないこと。
 - (5) 指定の期間内において、取扱店の商号(屋号)、代表者、所在地、業種(営業形態)等 指定の内容に変更があった場合は、直ちに管理者へ指定ごみ袋取扱店指定申請内容変更 届(様式第4号)を提出し、その指示を受けること。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、指定等に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

附即

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

1 この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

2 改正後の第7条第1項第1号、第8条第1項第2号及び第12条第2項の規定は、平成23年4月1日以降に取扱店における指定ごみ袋の販売から適用し、同日前の取扱店における指定ごみ袋の販売については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年12月15日から施行する。

指定ごみ袋取扱店指定申請書

年 月 日

秩父広域市町村圏組合管理者 様

申	所 在 地	〒
請	商号(屋号)	
者	代表者氏名	
	電 話 番 号	

	所	₹.	E	地	₹									
申	商	号 (屋号	<u>'</u>)										
請	代	表	当 氏	名										
す	電話	舌・F	'AX î	番号	電	活						F.	ΑХ	
る	業			種										
店舗	営	業	品	目								定任	休日	
m	営	業	時	間										
	添	付	書	類	1	位	置	図	(2	自	認	書	

- (注意) 1「申請する店舗」が「申請者」と同じ場合は、「申請する店舗」の所在地、商号 (屋号)及び代表者氏名の欄は、「申請者と同じ」と記入してください。
 - 2 F A X 番号は、申請する店舗用(自宅兼用含む)として設置されている場合のみ 記入してください。
 - 3「営業時間」及び「定休日」を特に定めていない場合は、通常の営業時間等を目 安に記入してください。

指定ごみ袋取扱店更新申請書

年 月 日

秩父広域市町村圏組合管理者 様

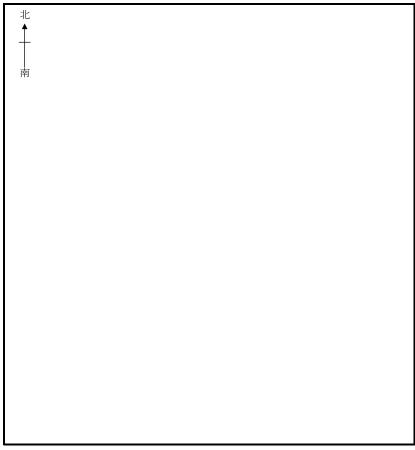
	指定番号	
申請者	所 在 地	Ŧ
	商号(屋号)	
19	代表者氏名	
	電 話 番 号	
±n	所 在 地	〒
契約	商号 (屋号)	
者	代表者氏名	
	電 話 番 号	
rt:	電話・FAX 番号	電話 FAX
店舗内容	営業品目又は内容	
容	営 業 時 間	定休日
()) 7	Σ.) - [±π.ε.4.±ε ε» [由建老,1.目12相人は 「初始老」の武左趾 -

- (注意) 1「契約者」が「申請者」と同じ場合は、「契約者」の所在地、商号(屋号)及び 代表者氏名の欄は、「申請者と同じ」と記入してください。
 - 2 F A X 番号は、申請する店舗用(自宅兼用含む)として設置されている場合のみ 記入してください。
 - 3「営業時間」及び「定休日」を特に定めていない場合は、通常の営業時間等を目 安に記入してください。

申請する店舗の位置図

店 舗 名	<u> </u>
店舗所在地	也

店舗の位置が確認できる概略図



(注意) なるべく北を上にして描いてください。

自 認 書

- 1 申請する店舗は、営業に関し関係する法規に違背したことはありません。
- 2 申請する店舗に係る各種税金は、滞納していません。
- 3 取扱店の指定については、関係法令及び秩父広域市町村圏組合指定ごみ袋取扱店の 指定等に関する要綱に従い、これを遵守いたします。
- 4 秩父広域市町村圏組合指定ごみ袋取扱店の指定等に関する要綱第8条に基づき指 定の取り消し、解除を受けても異議を申し立てません。

上記について相違ないことを自認いたします。

年 月 日

秩父広域市町村圏組合管理者 様

所在地申請者商号(屋号)代表者氏名

 秩広業第
 号

 年 月 日

様

秩父広域市町村圏組合 管理者

指定ごみ袋取扱店指定書

秩父広域市町村圏組合指定ごみ袋取扱店の指定等に関する要綱第5条第2項により、下記の店舗を指定ごみ袋取扱店に指定します。

記

- 1 店舗の所在地
- 2 店舗の商号(屋号)
- 3 店舗の代表者氏名
- 4 指 定 の 期 間年 月 日から年 月 日まで

様式第3号

指定ごみ袋取扱店廃止届

年 月 日

秩父広域市町村圏組合管理者 -	様

	1000名(水) 111回版日日12日 K							
	所 在 地							
申請	商号(屋号)							
者	代表者氏名							
	電話番号							

廃止	所 在 地		
廃止する店舗	商号(屋号)		
描	代表者氏名		
厚	 企 年 月 日		
Ŗ	を止の理由		
初	氐 付 書 類	① 指定書(指定期間 ~)

(注意) 指定期間中の廃止届には、必ず「指定ごみ袋取扱店指定書」(様式第2号)を 添付してください。

舗

等

営 業 時 間

委託料振込口座 (変更後)

指定ごみ袋取扱店指定申請内容変更届

						ź	F	月	日
秩	父広域市町村圏組行	合管理者	針 様						
	所 在 地								
申	商号(屋号)								
請者	代表者氏名								
	電 話 番 号								
	1								
		変更	前						
	所 在 地	変更征	发 〒						
	本日 /日日)	変更	前						
als:	商号 (屋号)	変更征	发						
変更の届け		変更前							
	代表者氏名	変更征	发						
	電話・FAX 番号	電話	変更前		FAX	変更前			
	■ 电in TAA 留 句	电前	変更後		FAA	変更後			
出を	業種	変更詞	前						
_	木 恒	変更征	发						
する	営 業 品 目	変更前	前						
.9)	営 業 品 目	変 更 須	¥						

(注意) 1 変更のあったところのみを記入してください。

口座名義

変更前

変更後

金融機関名口座番号

- 2 店舗所在地を変更する際は、位置図を併せて提出してください。
- 3 振込口座を変更する際は、有料指定ごみ袋取扱販売委託料振込依頼書を併せて提出してください。
- 4 申請者の申請内容を変更する場合は 内に記入してください。

(添付書類)

指定ごみ袋取扱販売取扱委託料振込依頼書

年 月 日

秩父広域市町村圏組合管理者 様

住 所

店 舗 名

氏 名

電話番号

指定ごみ袋販売取扱委託料は下記口座へ振込を依頼します。

記

金融機関名				支店名		
預金の種類	普通	当座	(該当する預会	金の種類を○で	囲んでください)	
口座番号						
	フリガナ					
口座名義						

※ 金融機関名は郵便局を除く金融機関名を記入してください。 口座番号は間違えのないよう、また、フリガナは必ず記入してください。